

(5) 農業水利権管理事業取扱要領

農業水利権管理事業取扱要領

（目的）

第1 この要領は、知事が取得する河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第23条の規定による許可（以下「水利使用許可」という。）の更新手続に必要な書類等の作成を行う農業水利権管理事業（以下「事業」という。）に必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容等）

第2 事業内容は、水利使用許可の更新手続に当たり、申請に要する書類及び水利使用許可権者である河川管理者（以下単に「水利使用許可権者」という。）から提出を求められる資料の作成に必要な項目で、別表のとおりとする。

（事業の主体）

第3 事業は、地方振興事務所又は地域事務所の農業農村整備部において実施するものとする。

（事業箇所の決定及び報告）

第4 地方振興事務所及び地域事務所の農業農村整備部長（以下「部長」という。）は、この事業を行う年度ごとにその予定箇所を別紙様式1により農村振興課長（以下「課長」という。）が別に定める期限までに提出するものとする。

2 課長は、前項により提出を受けた内容に基づき事業箇所を決定し、別紙様式2により部長に通知するものとする。

3 部長は、予算の適正な執行に努めるものとする。

4 部長は、水利使用許可権者から許可を受けた場合は、許可書、水利使用規則及び許可申請書の写しを付して課長に報告するものとする。

（事務処理）

第5 前条に定める事務は、農政部農村振興課において行う。

（その他）

第6 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日より施行する。

(別表)

農業水利権管理事業の内容

調査項目	調査内容	備考
(1) 水利使用の許可申請書の作成	河川法（以下、「法」という。）第23条の流水占用期間の更新許可申請書の作成を行う。	
(2) 現況調査及び検討		
イ かんがい面積の調査等	農地の改廃等による受益地の変更及び地域内事業等による用排水系等の変更状況を把握する。	
ロ 土壌タイプ調査等	経年変化による土壌の変化の状況把握を行い、減水深等の基礎資料を作成する。	
ハ 減水深調査等	イ・ロ等の結果より減水深等の見直しを行う。	
ニ 河川区域内の占用面積の調査等	法第24条による河川取水施設の河川占用面積の算出と地形図の作成を行う。	
ホ 水収支計算	イ・ロ・ハの結果により必要水量の算出、河川取水量（申請水利権）の算出根拠を決定する。	
(3) 水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成	受益地内の用排水系統図、占用面積地形図等申請に必要な添付図書の作成を行う。	
(4) 河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備	測定誤差や転記ミスが生じないように河川からの正確な取水量測定を合理化する体制を整備する。	
(5) その他	稲作等の状況変化により取水期別及び期間の変更等について検討し資料の作成を行う。	

別紙様式1(第4関係)

令和 年度農業水利権管理事業事務所予定箇所調書

〇〇地方振興事務所／〇〇地域事務所

〇〇年〇〇月〇〇日作成

番号	水利権使用名称	河川名	許可期限	許可権者	所要額(千円)	事業概要	備考
(記載例)							
1	村田ダム	荒川 秋山沢川	R5.3.31	地方整備局長	1,000	水利使用許可申請書の作成	

別紙様式2(第4の2関係)

令和 年度農業水利権管理事業事務所別執行予算

年 月 日作成

農業水利権管理事業費	事業コード	公所	公所コード	箇所名	予算額(円)	令達額(円)	備考
	5254923	大河原	160210				
		仙台	160220				
		北部	160230				
		栗原	160240				
		東部	160260				
		登米	160250				
		計			0	0	